

■ 告 示**◎群馬県告示第251号**

鳥獣保護区設定の告示(昭和34年群馬県告示第388号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表箕郷鳥獣保護区の項中「と並行する」を「に架かる箕郷大橋左岸で」に、「中和田橋」を「中和田橋左岸」に、「市道0101号線」を「天神橋左岸で市道0101号線」に、「西に進み市道0102号線」を「西に進み天神橋を経て市道0102号線」に、「市道5337号線」を「黒沢川に架かる鈴蘭橋左岸で市道4231号線」に、「市道219号線」を「市道0219号線」に、「新坂橋を経てさらに北東に進み同市箕郷町大字松之沢地内の」を「、車川に架かる新坂橋を経て東北東及び北に進み、浦川に架かる鞍置橋を経てさらに北及び東北に進み、大沢川に架かる」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第252号

鳥獣保護区設定の告示(昭和39年群馬県告示第494号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表赤谷湖鳥獣保護区の項中「利根上流森林計画区の国有林」を「国有林利根上流森林計画区」に、「同国有林210林班い小班とろ6小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6」小班」に、「同国有林210林班い小班とろ6、ろ7各小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6、ろ7」各小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班及び民有林」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「は」小班及び民有林」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班との小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「は」小班との小班界」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班及びほ1小班」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班及び「は」小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班的小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班的小班界」に、「同国有林212林班ろ小班」を「同国有林212林班の「ろ」小班」に、「同国有林212林班い小班」を「同国有林212林班の「い」小班」に、「同国有林224林班ち小班とい1小班」を「同国有林224林班の「ち」小班と「い1」小班」に、「同国有林224林班い1小班」を「同国有林224林班の「い1」小班」に、「平成26年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第253号

鳥獣保護区設定の告示(昭和59年群馬県告示第779号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表赤城山鳥獣保護区の項を次のように改める。

<p>赤城山鳥獣保護区</p>	<p>渋川市及び前橋市の一部で、県道前橋赤城線と旧林道富北線の交点を起点とし、これから林道富北線を西に進み群馬県森林計画図前橋市70林班と68林班の境界との交点に至り、これから同境界を西に進み同計画図前橋市68林班と67林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同計画図前橋市90林班と67林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西及び西に進み前橋市と渋川市の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同計画図前橋市91林班と国有林利根下流森林計画区334林班の境界との交点に至り、これから同境界を東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市91林班の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市92林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東へ進み同国有林332林班と344林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林344林班と331林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林331林班と345林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み同国有林331林班と330林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林331林班と同計画図渋川市148林班との境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み林道中山線との交点に至り、これから同林道を北西及び東に進み林道潜下線との分岐点に至り、これから潜下線を北西に進み同計画図渋川市147林班と148林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み渋川市有林と同国有林326林班の境界との交点(沼尾川)に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と328林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と327林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み渋川市と利根郡昭和村の境界との交点に至り、これから同境界を東及び南東に進み渋川市と沼田市の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み渋川市、前橋市及び沼田市の境界との交点に至り、これから前橋市と沼田市の境界を東に進み前橋市と桐生市の境界との交点(黒檜山の南)に至り、これから同境界を南に進み駒ヶ岳山頂及び長七郎山山頂を経てさらに西に進み同計画図前橋市100林班と39林班の境界(外輪山南側尾根)との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市39林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林336林班と338林班との交点に至り、同境界を南西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市50林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市102林班と50林班の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み同計画図前橋市51林班</p>	<p>令和6年1月1日から令和16年10月31日まで</p>	<p>1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため</p>
-----------------	--	--------------------------------	---

	と102林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林337林班と同計画図前橋市52林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市104林班と52林班の境界との交点(鍋割山山頂)に至り、これから同境界を南に進み同計画図前橋市84林班と22林班の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み林道鍋割相吉線との交点に至り、これから同林道を北西及び北に進み県立勢多農林高等学校演習林と同計画図前橋市81林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に300m進み林道箕輪線に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北に進み赤城白川との交点に至り、これから同歩道を北東に進み林道箕輪線の馬頭観音に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み赤城白川を渡って林道箕輪線との交点に至り、これから同林道を南西に進み県道前橋赤城線との交点に至り、これから同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(2,690ヘクタール)
--	--

表迦葉山鳥獣保護区の項中「沼田市上発知町の国有林7林班」を「沼田市上発知町の国有林利根上流森林計画区7林班」に改め、「6林班との境界を北」の次に「及び北東」を加え、「民有林との境界を北に」を「民有林との境界を北東に」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表谷川岳鳥獣保護区の項を次のように改める。

谷川岳鳥獣保護区	利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区308、309、310、317、318、319の各林班の区域(4,039ヘクタール)	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣生の息環境の保全と保護増殖を図るため
----------	---	--------------------------	---

表法師鳥獣保護区の項中「利根郡みなかみ町国有林」を「利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表叶山鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和26年10月31日」に改め、同表榛名山鳥獣保護区の項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表妙義鳥獣保護区の項中「771ヘクタール」を「757ヘクタール」に、「平成26年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第254号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太